



26家保衛第1445号
平成27年2月27日

公益社団法人 東京都獣医師会長
村中志朗 殿

東京都家畜保健衛生所長

塩谷勝



死亡牛の牛海綿状脳症（BSE）検査対象月齢の引き上げについて（通知）

日頃から死亡牛の牛海綿状脳症（BSE）検査については、貴会及び貴会員獣医師等の関係者のご理解、ご協力によりこれまで円滑な検査が行われていることに感謝いたします。

さて、このたび家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成27年2月17日付け農林水産省令第6号）が別添のとおり公布されましたので通知します。

この一部改正にともない、牛の死体を検査した獣医師（検査を受けていない牛の死体については、その所有者）に義務づけられている牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定に基づく死亡牛の都道府県知事への届出及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条の規定に基づく死亡牛のBSE検査の対象牛は、平成27年4月1日以降、24か月齢以上から48か月齢以上の牛に引き上げられこととなりました（48か月齢未満の死亡牛は届出及びBSE検査の対象外となる）。なお、臨床症状からBSEが疑われる牛は従前どおり全月齢の牛が検査対象となります。

つきましては、貴会会員産業動物獣医師等の関係者に周知願うとともに、農林水産省補助事業の死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業の適正な実施等、引き続き死亡牛のBSE検査の円滑な実施についてご支援ご協力をお願いします。



健康保険法施行規則の一部を改正する省令
十六号) の一部を次のよう改定する。
附則第一条の四の次に次の二条を加へる。
平成二十七年度及び平成二十八年度
にかかる第百三十五条の二の二第一項及び第二
項並びに第百三十五条の七の規定の適用について
は、第百三十五条の二の二第一項第一項中「国
庫補助の額」とあるは、「国庫補助の額及び厚
生労働大臣が定めた額を合算した額」と、第百
三十五条の七第一項中「国庫補助の額」とあ
るは、「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定め
た額」とする。

○農林水産省令第六号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第四十
六号)第五条第一項及び牛海綿状脳症対策特別措
置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項の
規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則及び牛
海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正
する省令を次のとおり定める。

平成二十七年二月二十七日

農林水産大臣 西川 公也
家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症
対策特別措置法施行規則の一部を改正する
省令

次に掲げる省令の規定中、「農」^①又は「漁

四十八回) が改められる。

一 家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年
農林省令第三十五号)第九条第一項第十項
二 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平
成十四年農林水産省令第五十八号)第一条
②

○法務省令第六号
左記の部の申請に係る日本国籍化のせざ
れを許可する。
平成二十七年二月二十七日

法務大臣 上三 醍子
住所 京都市東山区泉涌寺雀ヶ森町7番地16
巣柱覚 昭和59年10月29日生
住所 横浜市南区永田町20番21号
梁永潤 昭和22年12月8日生

の省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第四十
六号)第五条第一項及び牛海綿状脳症対策特別措
置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項の
規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則及び牛
海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正
する省令を次のとおり定める。

平成二十七年二月二十七日

農林水産大臣 西川 公也
家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症
対策特別措置法施行規則の一部を改正する
省令

次に掲げる省令の規定中、「農」^①又は「漁

四十八回) が改められる。

一 家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年
農林省令第三十五号)第九条第一項第十項
二 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平
成十四年農林水産省令第五十八号)第一条
②

の省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○法務省令第六号
左記の部の申請に係る日本国籍化のせざ
れを許可する。
平成二十七年二月二十七日

法務大臣 上三 醍子
住所 仙台市青葉区一番町2丁目10番26-604号
白一淑 昭和28年1月2日生
張麗華 昭和50年12月7日生
住所 大阪市東淀川区豊新5丁目17番7-307号
季一希 平成3年2月21日生
住所 大阪市生野区巽西1丁目3番17-306号
住 所 康智愛 昭和58年8月6日生
住所 大阪市生野区田島4丁目15番15号
金榮男 昭和56年7月14日生

住所 横浜市神奈川区高幡町44番4号
金栄梨 平成2年3月13日生
住所 神奈川県茅ヶ崎市菱沼3丁目3番17号
川崎市宮前区野川3019番地14
崔研吾 昭和41年5月26日生
住所 神奈川県横須賀市太田和1丁目40番6号
梁大鶴 平成3年5月29日生
住所 相模原市中央区鹿沼台1丁目12番4-201
号
白嘎力 昭和38年8月24日生
娜布琪 昭和40年1月25日生
阿英夫 平成8年7月22日生
住所 相模原市南区双葉2丁目2番3号
賽米阿布都熱依木 昭和51年7月13日生
住所 東京都文京区千駄木5丁目29番9号
李佳美 昭和57年8月8日生
住所 東京都文京区千駄木5丁目29番9号
李聖美 昭和61年2月13日生
住所 東京都板橋区板橋3丁目8番12-603号
金榮志 平成元年4月28日生
住所 東京都新宿区西新宿7丁目5番9-2704号
姜哲浩 昭和49年9月1日生
住所 東京都新宿区東元町2丁目18番40号
許篤彦 昭和51年12月24日生
住所 静岡県伊豆の国市奈古谷659番地5
レテシア・カディロ・コバヤシ 昭和42年3月
1日生
住所 福岡県田川郡福智町上野320番地8
裴麻衣 昭和57年4月13日生
住所 長野県安曇野市穂高有明9713番地14
ミナミ・ノジマ・ミヤワキ 昭和52年11月20日
生
住所 仙台市青葉区一番町2丁目10番26-604号
金致榮 昭和23年12月25日生
金君美 昭和48年7月5日生
住所 兵庫県西宮市西福町8番11号
金峰淑 昭和52年11月9日生
住所 大阪府泉佐野市松原1丁目5番56-10号
金武生 昭和55年5月24日生
住所 大阪市生野区舍利寺1丁目5番7号
金致榮 昭和23年12月25日生
金君美 昭和48年7月5日生
住所 兵庫県西宮市西福町8番11号
金峰淑 昭和52年11月9日生
住所 大阪府泉佐野市松原1丁目5番56-10号
金武生 昭和55年5月24日生
住所 大阪市生野区巽北1丁目8番5号
梁成夫 昭和21年12月6日生
住所 東京都杉並区上井草1丁目30番15-502号
梁宏子 昭和60年6月25日生
梁秀悦 平成2年7月17日生

家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則 の一部を改正する省令案について

平成26年12月12日
農林水産省
消費・安全局動物衛生課

I 現行制度の概要

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「特措法」という。）は、BSE（家伝法第2条第1項の表15の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るもの）をいう。以下の同じ。の発生予防及び蔓延防止により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、国民の健康の保護、畜産の振興等を図ることを目的とするものである。

家伝法第5条第1項及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「家伝法施行規則」という。）第9条第2項第10号の規定によれば、都道府県知事は家畜又はその死体の所有者に対し、毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査として、月齢又は推定月齢が満24か月以上の死亡牛のうち都道府県知事が指定するものを対象とし、その発生の状況等を把握するための家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずることができるとしている。

また、特措法第6条第1項及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。）第1条の規定によれば、満24か月以上の牛が死亡したとき（家伝法第13条第1項の規定による届出をする場合及び特措法施行規則第2条各号で定める場合を除く。）は、当該牛の死体を検査した獣医師（獣医師による検査を受けていない牛の死体については、その所有者）は、当該牛の死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならないこととされている。

II 改正の趣旨及び内容

1 BSEについては、平成13年9月に千葉県において国内で初めて確認され、平成21年2月までに国内で36頭の発生が確認されている。しかし、飼料規制以降、平成14年1月に生まれた牛によるBSEの発生を最後に、11年以上、国内で生まれた牛によるBSEの発生報告はなく、飼料規制の対策を開始してから既に10年以上が経過しており、世界的にみても、BSEの発生件数は平成4年以降低下し、昨年は7頭のみ発生が確認されていることから、我が国におけるBSE発生リスクは大幅に低下している。

2 また、国内、EU等において様々な科学的知見やデータが得られており、伝達性海

綿状脳症に係る検査について、月齢又は推定月齢が満48か月以上の死亡牛を対象とする引上げを行ったとしても、BSEに感染した牛の摘発に漏れが生じる可能性は極めて低い。

なお、平成21年1月にEUにおいて、死亡牛の検査月齢を24か月超から48か月超に引き上げている。また、平成25年4月及び同年7月に厚生労働省において、と畜場におけるBSEに係る検査の対象となる牛の月齢を21か月から30か月、30か月から48か月に順次引き上げている。

- 3 このような状況を踏まえ、家伝法施行規則第9条第2項第10号を改正し、平成27年度から死亡牛のBSE検査の対象を月齢又は推定月齢が満48か月以上の死亡牛とすることとする。また、特措法施行規則第1条を改正し、平成27年度から死亡牛の届出の対象を月齢が満48か月以上のものとすることとする。

III 施行期日

平成27年4月1日

家保通信

Vol. 28 号外16 2015. 2. 27

死亡牛のBSE検査対象月齢が引き上げられます。 －24か月齢以上から48か月齢以上に変更－

○ 平成27年4月1日から検査対象は48か月齢以上

このほど、関係省令の一部改正^{注)}により、死亡牛のBSE検査の対象月齢が24か月齢以上から48か月齢以上に引き上げられることとなりました。この改正により平成27年4月1日以後に死亡した牛の、死亡牛の届出及びBSE検査の対象となる死亡牛は48か月齢以上となります（48か月齢未満は検査対象外となります）。ただし、臨床症状からBSEが疑われる牛は従前どおり全月齢が検査対象です。

BSEは、飼料規制の徹底等の対策により、その発生及びまん延防止ができると考えられていますが、引き続き、本病の特殊性から一定レベルの監視体制は継続する必要があります。今後とも引き続き死亡牛のBSE検査の円滑な実施についてご理解、ご協力をお願いします。

注) 家畜伝染病予防法施行規則及び牛海绵状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成27年2月17日付け農林省令第6号、平成27年4月1日から施行）

○ BSEの発生状況

BSEは、1986年に英国において初めて確認され、その後、同国での発生が急増し、ピーク時の1992年には37,280頭の牛で発生が確認されました。さらに、1990年代には欧州諸国に広がり、我が国においても、2001年9月に初めて発生が確認され、これまでに36頭の発生が確認されています（と畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭、都内発生は無し）。

しかし、近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少し、我が国においては、飼料規制開始直後の2002年1月生まれの牛を最後に11年間以上その発生は確認されていません（裏面図参照）。2013年5月には、国際獣疫事務局（OIE）から「無視できるBSEリスク」の国に認定されました。

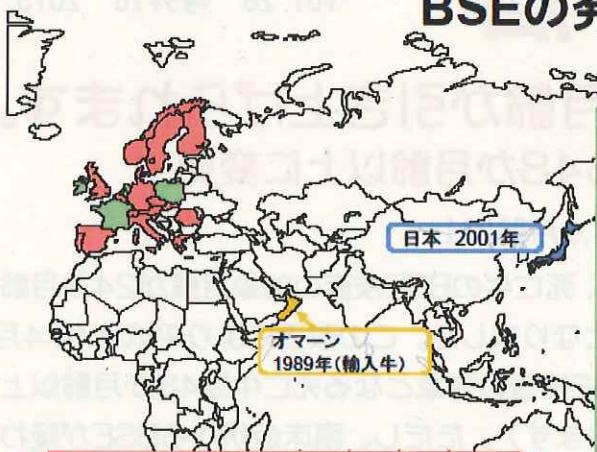
このような状況から、我が国におけるBSE発生リスクは大幅に低下しており、死亡牛の検査対象月齢を48か月齢以上に引き上げても感染牛の摘発に漏れが生じる可能性は極めて低いと考えられます。

東京都における死亡牛BSE検査実績

年度	死亡牛BSE検査頭数（家伝法5条）			左の内48か月齢以上の検査頭数	備 考
	都内飼養牛	都外産と畜場搬入牛	計		
H15	205	12	217	145	
H16	167	18	185	123	
H17	120	29	149	86	
H18	122	27	149	84	
H19	139	48	187	85	
H20	115	28	143	81	
H21	106	29	135	81	
H22	133	49	182	98	
H23	95	48	143	64	
H24	89	38	127	67	
H25	72	41	113	55	
H26	63	42	105	44	H27.2.26現在
計	1,426	409	1,835	1,011	

BSEの発生状況

2015年1月29日現在



ヨーロッパ

英國	1989年以前から	オーストリア	2001年
スイス	1990年	チェコ	2001年
ポルトガル	1994年	フィンランド	2001年
ベルギー	1997年	ギリシャ	2001年
ルクセンブルグ	1997年	スロバキア	2001年
リヒテンシュタイン	1998年	スロベニア	2001年
デンマーク	2000年	イスラエル	2002年
ドイツ	2000年	スウェーデン	2006年
スペイン	2000年	ルーマニア	2014年
イタリア	2001年	ノルウェー	2015年



カナダ 1993年(輸入牛), 2003年
※牛肉等に関する輸入停止措置は
2005年12月12日付けで解除。

米国 2003年(輸入牛), 2005年
※牛肉等に関する輸入停止措置は
2006年7月27日付けで解除。

フランス 1991年
※牛肉等に関する輸入停止措置は
2013年2月1日付けで解除。

オランダ 1997年
※牛肉等に関する輸入停止措置は
2013年2月1日付けで解除。

アイルランド 1989年
※牛肉等に関する輸入停止措置は
2013年12月2日付けで解除。

ポーランド 2002年
※牛肉等に関する輸入停止措置は
2014年8月1日付けで解除。

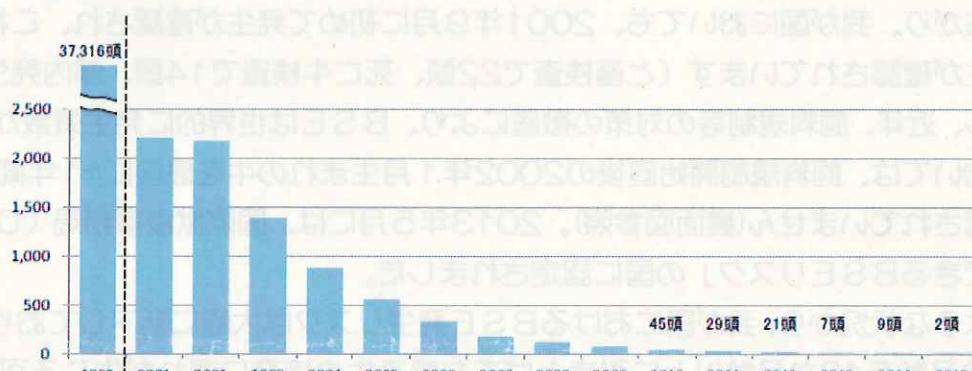
フォークランド諸島
1989年(輸入牛)

- BSE発生国で、牛肉等の輸入が認められていない国: 21
- 輸入牛でBSEが発生したため、牛肉等の輸入が認められていない国・地域: 2
- BSE発生国だが、牛肉等の輸入が認められている国: 6
- 日本

※ 記載年次はOIE等への報告年

世界のBSE発生件数の推移

- ・発生のピークは1992年。
- ・BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少。



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	9	2	190,661
欧州 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	7	1	5,973
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	0	184,625
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
カナダ	0	0	0	2 (※1)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	21 (※2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

資料：OIE (データはOIEウェブサイトにて2015年2月20日に確認)

注1：うち1頭は米国で確認されたもの。

注2：カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

出典：農林水産省HP

発行日 平成27年 2月27日

編集発行 東京都家畜保健衛生所

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/norin/syoku/kahotu/kahotu.htm>

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4

TEL : 042-524-8001 FAX : 042-523-4286

携帯 : 090-6941-4315